

改正

平成21年 4 月 1 日告示第35号

平成22年 5 月27日告示第41号

平成24年 3 月31日告示第18号

平成27年 3 月27日告示第17号

平成30年 4 月 1 日告示第39号

平成31年 3 月29日告示第20号

令和 3 年 2 月22日告示第14号

令和 6 年 3 月28日告示第21号

八幡市障害者日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者（児）の日中における活動の場を提供することにより、その家族の就労を支援し、又は日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため実施する障害者日中一時支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等において障害者（児）の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行うサービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者（児）
- (2) 療育手帳の交付に関する規則（平成12年京都府規則第10号）の規定により療育手帳の交付を受けている知的障害者（児）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者（児）
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

(サービスの申請)

第4条 サービスを受けようとする障害者（児）又は障害者（児）の保護者（以下「申請者」という。）は、市長に申請しなければならない。

(サービス提供の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえサービスを提供することの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、サービスを提供することを決定したときは、申請者に地域生活支援事業サービス利用カード（以下「サービス利用カード」という。）を交付するものとする。

(サービス提供の委託)

第6条 サービスの提供は、障害者一時支援事業サービス事業所登録を行った事業者（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

(利用の方法)

第7条 サービスの提供の決定を受けた者がサービスを利用しようとするときは、サービス利用カードを事業者に提示し、サービス利用に関する契約を締結しなければならない。

(利用者負担)

第8条 サービスを利用した者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者及び市民税非課税世帯に属する者を除く。）は、市長が定めるサービス提供に要する費用の額の100分の10に相当する額を負担し、事業者に支払わなければならない。

2 事業を利用した者は、移動に伴う交通費、入場料等の諸経費について、実費を負担しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 平成21年4月1日から令和9年3月31日までの間のサービスの提供に係る第8条の適用については、同条中「100分の10」とあるのは「100分の5」とする。

附 則（平成21年4月1日告示第35号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月27日告示第41号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行し、改正後の八幡市障害者日中一時支援事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成22年4月1日から平成22年5月31日の間にサービスを利用した者で、改正前の八幡市障害者日中一時支援事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき利用者負担としてサービス提供に要する費用を事業者を支払った市民税非課税世帯に属するものについては、当該負担した額を市が還付するものとする。

附 則（平成24年3月31日告示第18号）

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則（平成27年3月27日告示第17号）

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第39号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第20号）

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則（令和3年2月22日告示第14号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第21号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。